

防整施第7121号
28.3.31

大臣官房会計課長
地方協力局施設管理課長
防衛大学校総務部会計課長
防衛大学校総務部管理施設課長
防衛医科大学校事務局経理部経理課長
防衛医科大学校事務局経理部施設課長
防衛研究所企画部総務課長
統合幕僚監部総務部総務課長
陸上幕僚監部監理部会計課長
陸上幕僚監部防衛部施設課長
海上幕僚監部総務部経理課長
海上幕僚監部防衛部施設課長
航空幕僚監部総務部会計課長
航空幕僚監部防衛部施設課長
情報本部総務部会計課長
防衛監察本部総務課長 殿
各地方防衛局総務部長
北海道防衛局管理部長
東北防衛局企画部長
北関東防衛局管理部長
南関東防衛局管理部長
近畿中部防衛局管理部長
中国四国防衛局企画部長
九州防衛局管理部長
沖縄防衛局管理部長
各地方防衛局調達部長
帯広防衛支局長
東海防衛支局長
熊本防衛支局長
名護防衛事務所長
防衛装備庁長官官房会計官

整備計画局施設計画課長
(公印省略)

建設工事請負契約に係る施工能力評価型総合評価落札方式に関する実施要領の運用について（通知）

標記について、建設工事請負契約に係る施工能力評価型総合評価落札方式の試行について（防整施第6944号。28.3.31）の別紙第13項の規定に基づき、別紙のとおり定め、平成28年4月1日以降に入札公告を行う建設工事について適用することとしたので、遺漏のないよう措置されたい。

なお、建設工事請負契約に係る施工能力評価型実施要領の運用について（防整施第17570号。27.10.1）は、平成28年3月31日限りで廃止する。

添付書類：別紙

写送付先：整備計画局施設整備官、提供施設計画官、施設技術管理官

施工能力評価型総合評価落札方式に関する実施要領の運用

「施工能力評価型総合評価落札方式に関する実施要領」第5項の都道府県等の他の発注機関（以下「地方公共団体」という。）における工事成績を対象とする場合の運用は以下による。

1 適用地域について

適用地域は契約担当官等の判断による。

なお、想定される適用地域の例は以下のとおり。

- ・新防衛施設建設地域等、防衛省の建設工事实績が過去に無い地域。
- ・所在防衛施設の特性（小規模施設、サイト等）により、標準評価期間（5年）の工事成績評定点の取得が見込めない地域。

2 適用地方公共団体について

原則は工事対象駐屯地が所在する都道府県とし、工事成績評定の実施状況、評定点データの提供の可否及び地元状況を踏まえ、必要に応じて、市町村等も適用可能とする。

3 適用条件について

防衛省発注機関の工事成績（過去5年）が無い場合に限り、提出された地方公共団体の工事成績で評価。

4 評価基準の設定について

(1) 設定条件

地方公共団体の評価基準は都道府県別に定める。

(2) 算出要領

ア 当該防衛省発注機関の過去3年の同一工種における工事成績の平均点を算出する。

なお、平均点は、小数点以下第2位を四捨五入とする。

イ 適用対象の地方公共団体から過去3年の同一工種の工事成績データの提供を受け、工事成績の平均点を算出する。

なお、平均点は、小数点以下第2位を四捨五入とする。

ウ 当該防衛省発注機関と地方公共団体の過去3年の工事成績の平均点より、差を補正するための補正係数を算出する。

なお、補正係数は端数処理を行わないものとする。

エ 「建設工事請負契約に係る施工能力評価型総合評価落札方式の試行について」の別表第1の評価表における「企業の施工能力」及び「監理技術者又は主任技術者の経験」の工事成績点数に補正係数を乗じて得た点数を適用対象とした地方公共団体の評価基準とし、同表中に記載する。

なお、評価基準の点数は、小数点以下第1位を四捨五入とする。

5 地方公共団体の工事成績を対象とするに当たっては、整備計画局施設計画課長と調整するものとする。

6 上記の内容は、今後本施策の試行に合わせ適宜見直し、修正を行うこととする。